

本書は、OEF 発行の AGREEMENT CANADIAN DOLLAR STUDENTS TRUST INTERNATIONAL PLAN を原文として、菊池ファイナンシャルグループが提供する和訳版です。  
原文と和訳版の解釈に違いが生じた場合には原文の解釈が優先されることをご了承ください。

## 契約書 カナディアン ダラー スチューデント トラスト インターナショナル プラン

本契約書は、以下の当事者の間に添付の申込書における申込日に締結され、以下を証する。

オシヨネシー・エジュケーション・ファンデーション  
英領バージン諸島の国際事業法に基づいて設立された基金  
(Foundation)  
及び

契約者  
添付の申込書に署名のある個人及びその代理人  
(Subscriber)  
及び

HSBC インターナショナル トラストィ リミティッド (BVI)  
英領バージン諸島の法に基づいて設立された保管人  
(Trustee)

基金はカナダ国外に在住する子供達がカナダ及び世界中で大学やカレッジ等の高等教育もしくは専門分野における教育を得るための費用を学資金 (Education Payment) 支給によって支援することを第一の目的として設立されたものである。それ故に、基金及び保管人は、プランの契約者指定の受取人に学資金を支給するために信託を設定した。それ故に、契約者は、契約書に記された受取人に学資金が支給されるよう、基金に積立金を支払うことを希望するものである。

それ故に、基金は、プランの設立者として、定められた規則に従い、受取人に学資金を支給するものである。よって、有価約因に基づき(本契約書によって認知された収益と充足)、基金、契約者及び保管人は次の通り合意する。

### 第1条: 解釈

- 1.1 本契約書に記された全ての定義は添付の語彙解説 (Glossary of Terms) に基づくものである。
- 1.2 本契約書の前文は本契約書の不可分の一部を成すものである。

### 第2条: 加入、登録及び積立

#### 加入と登録

- 2.1 プランに加入するためには、契約者は完全に記載を終えた申込書を基金に提出し、基金が申込書を受理した上で、契約者は基金本部から発送される認定通知及びこの契約書を受領しなければならない。

#### 契約者からの積立

- 2.2 (a) 契約者はユニット端数増加を含むユニット購入し、申込みの時点で定められた金額及び積立頻度に従って積立金を支払うことに同意するものである。尚、最低積立金額は \$ 500 である。契約者が積立期日までに積立を執り行わない場合には、基金はそれを第 7 条に記された解約通知とみなす事ができる。受取人が 13 歳になるまでは、



有効なプラン趣意書に定められた積立予定表に従って積立金を増加することにより、契約者は端数を含むユニット数の増加を行うことができる。追加金額は、ユニット数増加時の受取人の年齢に順ずるものとする。

(b) 契約者は、基金へ書面で通知することにより、本契約を解約すること無しにユニット数の減少を行うことができる。ただし、最低積立額 \$ 500 を保たなければならない。解約により、相当する元金が契約者に返却される。解約されたユニットに対して支払われた加入費は返金されない、また、残存するユニットの加入費に適用されない。ただし、本契約に基づき追加ユニットの加入費には適用できる。

(c) 契約者はいつでも積立頻度を変更することができる。契約者は基金によって定められた積立スケジュールの変動やそれに伴う利子の調整に従うことを合意する。積立スケジュールのいかなる変動も第 2 条 7(2.7)に記載されている積立限度額に従わなければならない。尚、これにより、新しい受取人が学資金を受け取らない場合には、契約者にとって経済的に不利な結果をもたらすことになり得る。

2.3 第 4 条 2(4.2)に服し、契約者の元金は契約者の所有であること、ならびに、第 4 条 1(4.1)(c)(1)に基づく満期後もしくは本契約の解約によって、元金が契約者に払戻されることが理解及び合意されているものとする。

2.4 契約者は、契約者によって支払われた積立金の中から1ユニットにつき \$ 200 (及びユニット端数にはその相当額)を、契約の安全を確保するための全ての行為に対する費用として基金に支払う権限を保管人に与える。受取人は、4度にわたる学資金受給資格発生毎に、加入費の 1/4 と同等額を受け取る資格を有する。

2.5 (a) 全ての積立金は、保管人によって加入費を差し引かれた後、契約者名義の口座に入金されることを合意されている。これらは保管人の管理の下で基金によってカナダドルで投資されるが、これはカナダの収入税法によるカナダの源泉徴収税支払い義務の対象とはならず、従って投資による利子の発生を最大限に高めるものである。

(b) 投資によって得られた利子は全て直接、信託に入金されるものである。この利子から、保管人に合理的な費用、実費及び立替料金が支払われる。残りの利子額から、第 5 条 1(5.1)(c)に基づいて算出された総契約者の口座積立金の総額の 1%が年間管理費用として保管人に支払われるものである。保管人は、基金が本契約で定められた運営任務を行うに限り、この年間管理費用を基金に支払う。残りの利子は、信託内での各々の契約者個人の割合に従って契約者口座に配分される。そして、第 2 条 5(2.5)の定めに従い、再投資されるものである。

(c) 基金は、口座内での契約者個人の積立金、元金及び利子額の記録をとり、少なくとも年に一度は契約者に口座状態報告を行うものとする。

#### 契約者の死亡

2.6 契約者が死亡した場合には、本契約に従い、契約者の遺産もしくはその他の個人によって積立金支払が予定通り継続されなければならない。これがなされない場合には、第 4 条 2(4.2)が適用される。

#### 積立制限額

2.7 契約者は、保管人及び基金からの事前の書面での承認が無い限り、一人の受取人に対する積立限度額は \$ 50,000 であることを認める。基金は、積立金の受理が国際法に反しかねないと判断した場合には、自己の選択において、積立金受理を拒否する権限を持つ。

### 第 3 条 : 受取人

#### 指定

3.1 契約者は、申込書に記した個人を受取人として指定し、申込書に記された受取人の生年月日が真実であり正確であることを確認する。



#### 受取人の変更

- 3.2 契約者は、定められた満期日までであれば、基金に通知を行うことでいつでも17歳以下の他の子供を代わりの受取人として指定することができる。代わりの子供の年齢が契約時の受取人のものと異なる場合には、契約者は基金によって定められた積立スケジュールの変動やそれに伴う利子の調整に従うことを合意する。積立スケジュールのいかなる変動も第2条7(2.7)に記載されている積立限度額に従わなければならない。尚、これにより、新しい受取人が学資金を受け取らない場合には、契約者にとって経済的に不利な結果をもたらすことになり得る。
- 3.3 満期後、契約者は(1)学資金受取の年の8月31日まで、ならびに(2)契約時の受取人が21歳になるまでであれば、基金に通知を行うことでいつでも他の子供を代わりの受取人として指定することができる。代わりの子供は契約時の受取人と同年齢もしくは年下であり、(1)代わりの子供は、契約時の受取人の兄弟姉妹もしくは片親が異なる兄弟姉妹であること、または(2)代わりの子供及び契約時の受取人双方が契約者の家族に属することが条件である。
- 3.4 代わりの子供の年齢が契約時の受取人のものと異なる場合の受取人変更を行う場合、契約者は、学資金受取の年が変更されることを理解し、基金によって定められた積立スケジュールの変動やそれに伴う利子の調整に従うことを合意する。積立スケジュールのいかなる変動も第2条7(2.7)に記載されている積立限度額に従わなければならない。尚、これにより、新しい受取人が学資金を受け取らない場合には、契約者にとって経済的に不利な結果をもたらすことになり得る。

#### 第4条:元金の返金と収益の移行

- 4.1 契約者は保管人に対し、次のように指示する。
- (a) 満期時、元金から生じた利子を、学資金受取の年を同じくする子供達の学資金口座(Education Payment Account)に移行すること。
  - (b) 第4条1(4.1)(c)、第4条2(4.2)及び第7条3(7.3)に従い、元金及び元金から発生した利子を満期後適応される口座に維持すること。並びに、
  - (c) 以下の条件に伴い、元金を契約者に返金すること。
    - (1)(a) 受取人が、学資金支給対象の教育機関で学資金支給対象のプログラムのフルタイムの学生として入学するという証拠が、基金に提出された場合。もしくは、
    - (b) このような証拠が無い場合、受取人が28歳になる60日前。または、
    - (2) 第7条に従って契約者が本契約を解約した場合。

契約者は、基金に通知を提出することで、契約者が本契約に加入してから25年後の60日前まで元金の返金を延期することができる。

- 4.2 保管人が契約者または受取人の住所を特定出来ない場合、基金は第2条5(2.5)(b)に従い、口座に全ての金額をそのまま積み立てる。満期後は本契約に従い、利子をエンハンスメント口座に移行する。

基金が最終的に把握している契約者または受取人の住所に送られた元金及び学資金が、返却されてきた場合または現金化されない場合は、基金はそれを受取人不明とみなし、基金の目的に沿った利用のために基金に移行する。このような移行は次の条件のうち、一番早く到来する日に行われるものとする。

- (a) 受取人が28歳になる日。または
- (b) 次のうち一番早く到来する日から3年後より1日前。
  - (1) 元金及び学資金支払いのための小切手発行日。
  - (2) 信託に基づき定められ保持された期間の、資金が契約者もしくは受取人に支払い可能となるいずれもの最終日。または、
  - (3) 基金が契約者もしくは受取人から通知を受けた最終日。



## 第5条:費用

- 5.1 契約者は保管人に以下を支払う権限を与える。
- (a) 積立金から差し引かれる加入費を基金に支払うこと。
  - (b) 利子額から差し引かれる年間保管人への費用、実費、諸経費ならびに立替料金及び投資相談料。これらは基金と保管人の間で書面で合意され、プラン趣意書にて公開されている。
  - (c) 総契約者の口座積立金総額の年率1%相当分が年間管理費として基金に支払うこと。この費用は月末残高の1%の1/12づつ毎月算出され、利子額から差し引かれる。ならびに、
  - (d) プラン趣意書に公開されているその他の諸費用

## 第6条:学資金

### 受給資格

- 6.1 受取人は、学資金支給対象の教育機関で学資金支給対象の教育プログラムを受ける場合に限り、学資金受給年(Year of Commencement)を初年度として4年間にわたり、最高4回までの学資金を受給する資格を持つものである。契約者は、受取人が受けようとしている教育プログラムが学資金対象となるものであること、ならびに受取人が入学しようとしている教育機関が学資金支給対象となるものであることを裏付けるため、契約者もしくは受取人が基金に連絡するものであることを合意する。

### 学資金受給年の変更

- 6.2 (a) 受取人が契約時の学資金受給年以前に初回の学資金受給資格を得、それが満期より2年以上前で無い場合は、学資金受給資格を得た年の8月31日までに契約者または受取人から基金へ通知することにより、学資金受給年は変更されるものである。
- (b) 学資金受給年が満期前に変更された場合、基金は、変更無しに契約者が満期まで積立を行った場合に発生するであろう利子と同等額を算出する。基金は、その算出された額をエンハンスメント(特別)口座(Enhancement Account)から学資金口座に移行する。契約者は、元金をそのまま契約時の満期まで口座に積立て、その間に発生した利子をエンハンスメント口座に寄付することに合意するものである。
- (c) 学資金受給年は、学資金受給年の8月31日までに基金に通知をすることにより、受取人が22歳になるまで延期することができる。
- (d) 契約時の満期の時点で契約者は、基金に通知をすることにより、受取人が21歳になるまで1年単位で満期を延期することができる。明瞭を極めるために述べると、満期を延期しない契約者は、契約時の満期のままプランにこだまることになる。

### 学資金の算出方法

- 6.3 学資金受給年に、基金は、その年(以下、プール年度“Pool Year”)を学資金受給年とする各々の受取人に対する学資金を次のように算出し、保管人はそれを承認する。(a) 同じ学資金受給年をプール年度とする全ての契約及びユニットから発生した利子を学資金口座に移行させて4で割り、学資金受給資格のある受取人の加入しているユニット総数で割る。(b) 学資金受給資格のある各々の受取人の購入しているユニット数を掛ける。
- 6.4 プール年度の次の年には、基金は、2度目の学資金受給資格のある各々の受取人に対する学資金を次のように算出し、保管人はそれを承認する。(a) 学資金口座に移行させた同じ学資金受給年をプール年度とする全ての契約及びユニットから発生した残りの利子を3で割り、学資金受給資格のある受取人の加入しているユニット総数で割る。(b) 学資金受給資格のある各々の受取人の購入しているユニット数を掛ける。
- 6.5 プール年度の2年後には、基金は、3度目の学資金受給資格のある各々の受取人に対する学資金を次のように算出し、保管人はそれを承認する。(a) 学資金口座に移行させた同じ学資金受給年をプール年度とする全ての契約及びユニットから発生した残りの利子を2で割り、学資金受給資格のある受取人の加入しているユニット総数で割る。(b) 学資金受給資格のある各々の受取人の購入しているユニット数を掛ける。



- 6.6 プール年度の3年後には、基金は、4度目の学資金受給資格のある各々の受取人に対する学資金を次のように算出し、保管人はそれを承認する。(a) 学資金口座に移行させた同じ学資金受給年をプール年度とする全ての契約及びユニットから発生した残りの利子を、学資金受給資格のある受取人の加入しているユニット総数で割る。(b) 学資金受給資格のある各々の受取人の購入しているユニット数を掛ける。
- 6.7 学資金口座から発生した全ての利子はエンハンスメント(特別)口座に移行され、第6条3項(6.3)、第6条4(6.4)、第6条5(6.5)及び第6条6(6.6)で定められた学資金の補足として用いられる、もしくは、第6条12(6.12)に記載された加入費同等額返金のために用いられる。
- 6.8 学資金受給年を迎え全ての資格のある受取人に学資金が支給された後、学資金口座に残った全ての額はエンハンスメント(特別)口座に移行される。
- 6.9 基金及び保管人は、本契約の条件に従って定められたものを除き、学資金額に関わる一切の提示、保証、予想を行わない。

#### 学資金の支払い方法

- 6.10 受取人が学資金受給資格を有する年毎、基金は本契約に従って受取人に学資金を支給するものである。基金は、学資金を9月、その後の1月の2度に分割して支給することができる。学資金の支給は、基金に通知することにより延期できる。ただし、全ての学資金受給を受取人が26歳になる前に終了する場合に限る。受取人が26歳以上である場合は、契約者はSTI委員会に学資金支給を求める申請書を提出することができる。
- 6.11 受取人が学資金受給年を過ぎて学資金の全てもしくは一部を受け取る資格を得ていない場合は、STI委員会は正当性があるとみなされた条件に限り、その裁量で未払いの学資金を保持し、後の学年度に支給することができる。

#### 加入費の返金

- 6.12 受取人への学資金支給毎に、基金は、契約者から支払われた加入費総額の1/4と同等額を本契約に従い、受取人に支払うものとする。(ただし、解約されたユニット分はこれに適応しない。)

### 第7条:契約者による解約

- 7.1 契約者は、基金に通知をすることにより、いつでも本契約を解約することができる権利を有する。
- 7.2 契約者が申込書に署名した日から60日以内に基金に通知を行って解約する場合、契約者は発生した経費を差し引いた全ての積立金を返金される権利を有する。
- 7.3 契約者が申込書に署名した日から61日以降に基金に通知を行って解約する場合、または第7条1(7.1)に準ずる場合、基金は次を行うものとする。
- (a) 保管人の経費を支払う。
  - (b) 契約者に経費を差し引いた元金を返金する。
  - (c) 元金及び利子から発生した利子を、学資金受給年を同じくする他の受取人のために学資金基金(Education Payment Fund)に移行する。



## 第 8 条:総則

### 紛争

- 8.1 本契約の第 6 条 1(6.1)、第 6 条 2(6.2)、第 6 条 10(6.10)、及び第 6 条 11(6.11)における意義、趣旨についてのいかなる紛争、意見の相違、または疑問も STI 委員会によって決断されることが合意されている。ならびに、その決断は最終的なものであり、それによって直接的、間接的に影響される全ての人々を拘束するものであることが合意されている。

### 規則

- 8.2 基金及び保管人は、STI 委員会と協議の上、プラン及び本契約の運営における規則を策定する権限を有する。

### 準契約者

- 8.3 配偶者としての 2 名の個人が契約者として共同で申込書に署名した場合、本契約における全ての契約者の権利は、共同存続中には双方の個人によって、一方が死亡した場合にはもう一方によって享受及び行使されるものである。

### 修正・変更

- 8.4 基金及び保管人は、契約者または受取人の紹介をせずして本契約の規定を変更または修正できることが合意されている。ただし、変更または修正は次の条件の下である。
- (a) 英領バージン諸島の法律、命令、規則に従うことを目的とする。または、
  - (b) 契約者または受取人に著しい不利な影響を及ぼさない場合。

これらの条件外の修正は、修正の承認を問う会合にて基金、保管人及び契約者の合意を必要とする。基金または保管人は契約者に会合の 21 日前までに案内をする。契約者は一つの契約に対して一つの投票権を有する。決議は、会合出席者(契約者またはその代理人)が有する投票権のうち 2/3 以上の賛成票によって可決される。

### 譲渡(任務移転)

- 8.5 本契約は、STI 委員会及び保管人の承認のもと、基金から他の団体に任務移転されることがあり得る。ならびに、保管人の任務遂行のため、保管人から英領バージン諸島もしくは類似した管轄下の団体に任務移転されることがあり得る。本契約は、次の場合を除き、契約者による任務移転はあり得ない。(1) 契約者が死亡し、他の人物が受取人のために本契約に基づく積立を続行する場合。または、(2) 離婚による資産分配で契約者の配偶者に契約者としての任務移転される場合(サブパラグラフ(1)の契約者の定義に基づく)。

### 準拠法

- 8.6 本契約は適応される英領バージン諸島の法に支配されるものである。ならびに、本契約は、契約者、契約者の法定相続人、遺言執行人、遺産管理人または譲受人の利益のためのものであり、彼らを拘束するものである。

オシヨネシー・エジュケーション・ファンデーション

“署名”

代表者

HSBC インターナショナル トラストィ リミティッド (BVI)

“署名”

受託者サービス取締役

“署名”

信託担当役員



## 語彙解説

“口座(Accounts)”とは、口座及び学資金口座の総称である。

“契約／契約書(Agreement)”とは、契約者、基金及び保管人の間に交わされた本学資金積立プランを意味する。

“申込書(Application)”とは、本契約に加入するために契約者によって署名された、本契約書に添付された申込書を意味する。これは、本契約書とともに不可分の一部を成し、本契約の主体に関する当事者間の完全なる合意である。

“口座(Account)”とは、受取人のために、手数料を除いた積立金及び満期以前に積立金から発生した利子を保持しておく口座を意味する。

“受取人(Beneficiary)”とは、契約者がその子供に代わってユニットを購入するために申込書にて指定した時点で 13 歳未満の子供、または本契約書の条件に従って指定された代理の子供を意味する。

“積立金(Deposit)”とは、申込書添付の積立スケジュールに従い、契約者がユニットを購入するための支払金を意味する。

“学資金口座(Education Payment Account)”とは、全ての受取人のために、元金から発生した利子を満期後、学資金受給年毎にまとめて保持するための口座を意味する。

“学資金(Education Payment)”とは、プランの契約に基づき、基金が受取人に支払うことを合意した、または受取人に支払われる理由を有する、信託からの収入の支払い(基金によって算出され、保管人によって承認される)を意味する。

“学資金支給対象教育機関(Eligible Institution)”とは、次を意味する。

(1) カナダ国内の教育機関で、

(a) 州の議会副知事によってカナダ学生ローン法(Canada Student Loans Act)に基づき特定教育機関として設計された、適切な権威によってカナダ学生財政援助法(Canada Student Financial Assistance Act)に基づき設計された、もしくは文部科学大臣によってケベック州の学生財政援助法(An Act respecting financial assistance for students)に基づき設計された、大学、短期大学もしくはその他教育機関。または、

(b) 大学の単位取得よりも職業上での技術を提供する、もしくは技術を向上させるために設計されたコースを提供するとして人材開発大臣によって認定された教育機関。または、

(2) カナダ国外の教育機関で、大学、短大、もしくは高校卒業者を対象とする教育機関であり、受取人は連続 13 週間以上のコースを受講せねばならない。

“エンハンスメント(特別) 口座(Enhancement)”とは、保管人によって信託に保持されているプランの特別口座を意味する。この口座に保持されている資金は、基金の裁量による学資金の補足、プランの受取人への学資金の全額支払及び加入費払い戻しに使用される。

“加入費(Enrolment Fee)”とは、契約者から積立金から差し引かれる形で基金に支払われる、購入ユニット数に対して 1 ユニットにつき \$ 200 及び 0.1 ユニットにつき \$ 20 の、プラン加入の際の手料を意味する。

特定の個人の“家族(Family Member)”とは、その個人に対して次のような関係にある人物を意味する。(1) その個人の兄弟、姉妹、子供、孫もしくは子孫。または、(2) その個人もしくはその個人の子孫によって(法的もしくは事実上)養子/養女として引き取られた人物。

“利子(Interest)”とは、契約の満期まで契約者の口座に入金される積立金から発生した利子及び利子から発生した利子を意味する。

“満期(Maturity)”とは、契約書添付の確認書に指定された日付を意味する。



“通知(Notice)”とは、基金本部に、または基金が入手している最新の郵便先住所宛に契約者に、料金前納郵便またはファックスで送られる全ての文書による通知を意味する。

“プラン(Plan)”とは、カナディアン ダラー スチューデントトラスト インターナショナル プランを意味する。

“元金(Principal)”とは、常に、本契約で承認された控除額を除く契約者の累積積立金を意味する。

“学資金支給対象プログラム(Qualifying Education Program)”とは、連続 13 週間以上、週 10 時間以上で、プログラム中に労働が組み込まれていない教育プログラムを意味する。ただし、これらのプログラムであっても、次のような学生によって選択されている場合は適応しない。(1)その期間中に学生が社員として収入を得ている場合。ならびに(2)学生が勤務先の任務の一環としてプログラムに参加している場合。

“STI 委員会(STI Committee)”とは、信託契約書の規定に従って任命された独立した諮問機関を意味し、役員の 3/5 が、教育、金融、企業組織または代理店において重役、業務執行担当役人、教授または教員として、現役勤務または退職者であることが要求されている。STI 委員会は、基金が学資金を承認できるためのガイドライン及び政策を定め、ならびに学資金に関する紛争解決及び規則策定を行う。

“契約者(Subscriber)”とは、申込書にて契約者として特定された個人(及び、適応される場合はその配偶者)を意味し、次を含む。

- (1) 権限を有する判決機関の判決もしくは命令に従いプラン下の契約者の権利を取得した個人、または、結婚もしくは離婚から生じる個人と契約者の間の資産分配に関わる書面による合意によってプラン下の契約者の権利を取得した個人。
- (2) プランに基づき、契約者の死亡後、受取人のために積立を行う人物(契約者の遺産を含む)。

ただし、上記(1)に記載された契約者としての権利を処分する個人は含まれない。

“信託(Trust)”とは、カナディアン ダラー スチューデントトラスト インターナショナルを意味する。これは英領バージン諸島の法の下に設定された信託であり、次の目的の何れかまたは何れかの組み合わせのために、決定的に資産を保持するいかなる人物をもから成る。

- (1) 学資金の支払い
- (2) 積立金の払い戻し  
または世界中場所を問わず指定された教育機関への支払い、または、
- (3) カナディアン ダラー スチューデントトラスト インターナショナル プランに類似する契約に基づいて資産を管理する信託への支払い

“信託契約書(Trust Indenture)”とは、信託を設定する契約書であり、随時修正される。

“ユニット(Unit)”とは、プランでの単位(ユニット)を意味し、プラン内でユニットを購入した契約者が指定する受取人の学資金受給年毎に分けられた学資金用資金で、受取人が 1 ユニットに対して同等の学資金額受給資格を持つことを示す。

“学資金受給年(Year of Commencement)”とは、プランに基づき第一回目の学資金が支払われる年を意味し、これは通常、満期と同年であるが、本契約に記載されている条件内で変更される可能性がある。

